

## 環境省からの要請後における JESCO の対応について

令和 4 年 5 月 31 日に、国の PCB 廃棄物処理基本計画の変更が閣議決定されたことを受け、JESCO としても同日付けで、PCB 廃棄物処理事業基本計画を改め、以下のような内容を盛り込み、取組を進めている。

「関係機関とも連携を図り、今後も安全を第一として、適正かつ確実な処理を計画的に進め、処理対象物の処理完遂に向けて、今後の処理の見通しを踏まえ、事業終了準備期間も活用して処理を実施することとする。」

各 PCB 処理事業所での事業終了準備期間を活用した処理については、以下の参考を示す状況に対応する必要がある。

北九州・大阪・豊田事業エリアの安定器・汚染物等の処理については、北九州市 PCB 処理監視会議において、環境省から令和 5 年 11 月末以降の営業物の処理対象量が 0 となる処理計画が提示されていることを踏まえ、今後、自治体や地方環境事務所とも調整の上、JESCO への登録、契約等の具体的な期限を設定して、確実に処理完遂できるよう対応する。

他のエリアについては、環境省から立地自治体への要請において受諾された期限内に処理を行えるよう、自治体や地方環境事務所と連携しながら処理を進めていくとともに、今後環境省から具体的な処理計画が提示された場合は、自治体や地方環境事務所とも調整の上、JESCO への登録、契約等の具体的な期限を設定して、確実に処理完遂できるよう対応する。

参考：環境省からの要請に対する立地自治体の受諾後における状況

事業所(※1)	北九州	大阪	豊田	北海道	
処理対象	安定器・汚染物等	変圧器・コンデンサー等	変圧器・コンデンサー等	変圧器・コンデンサー等	安定器・汚染物等
		北九州事業エリアの期限後物の変圧器・コンデンサー等も(※2)			
立地自治体の要請受諾内容 (処理対象の処理期限) (※3)	令和5年度末まで	少なくとも令和5年度末まで	令和5年度末まで	少なくとも令和5年度末まで	令和7年度末まで
事業終了準備期間 (参考)	令和4年4月～令和5年度末	令和4年4月～令和6年度末	令和5年4月～令和7年度末	令和5年4月～令和7年度末	令和6年4月～令和7年度末

※1 東京事業エリアについては、環境省からの文書による要請は行われなかったが、東京事業所では事業終了準備期間(令和5年4月～令和7年度末)を活用した処理が行われる。

※2 令和4年4月末時点で期限後物は570台程度。うち大阪事業所では九州・沖縄エリアの210台程度、豊田事業所では中国・四国エリアの360台程度を処理予定。

※3 環境省から立地自治体への要請内容及び立地自治体の回答内容を基にJESCOで整理・作成。